

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険税及び国民健康保険給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、国民健康保険税及び国民健康保険給付事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税及び国民健康保険給付事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の賦課・還付・減免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 ・オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認事務」という。) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項に規定する公的給付の支給等のうち、次に掲げる事務及び同法第9条に規定する公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険税の還付に関する事務 ②国民健康保険の給付に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・SHIPS国保システムDBファイル ・滞納整理支援システムDBファイル ・国保情報集約システム資格情報(個人)ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <国民健康保険税・給付に関する事務> ・番号法第9条第1項 別表24、44、135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 <オンライン資格確認事務> ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">[実施する]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <国民健康保険税・給付に関する事務> 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70、71、160の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、5、6、7、11、13、16、19、20、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、160、161、164、165、166、173の項 <オンライン資格確認事務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市保健福祉部保険年金課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が記載されている書類等については、施錠可能な書架にて保存している。また、当該書類等を書類により提供する際には、提供先住所、書類内容等について、決裁時含め複数回、複数人において確認をしているため、当該リスクへの対策は十分であると考えます。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	佐賀市基幹行政システム等において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	Ⅱしきい値判断項目	平成27年3月1日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	保険年金課長 福田 康則	保険年金課長 大串 賢一	事後	
平成30年1月1日	I-1-③ システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム)	・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム)	事後	
平成30年10月31日	I-1-③ システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム)	・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム)	事後	
平成30年10月31日	I-2 特定個人情報ファイル名	・SHIPS国保システムDBファイル ・滞納整理支援システムDBファイル	・SHIPS国保システムDBファイル ・滞納整理支援システムDBファイル	事後	
令和1年10月31日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第7号 別表第2	事後	
令和1年10月31日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	
令和2年3月18日	I-1-②事務の概要	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務	事前	
令和2年3月18日	I-1-③ システムの名称	・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム)	・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム)	事前	
令和2年3月18日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第30項	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第9条第1項 別表第1第30項	事前	
令和2年3月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第19条第7号 別表第2	事前	
令和2年11月18日	Ⅱしきい値判断項目	令和1年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和3年11月12日	I-1-②事務の概要	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務	事後	
令和3年11月12日	I-3法令上の根拠	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第9条第1項 別表第1第30項	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第9条第1項 別表第1第30項	事後	
令和3年11月12日	I-4-② 法令上の根拠	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第19条第7号 別表第2	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和3年11月12日	Ⅱしきい値判断項目	令和2年10月31日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
令和4年11月14日	Ⅱしきい値判断項目	令和3年11月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月27日	Ⅱしきい値判断項目	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月27日	I-3法令上の根拠	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第9条第1項 別表第1第30項	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第9条第1項 別表第1第16項、第30項、	事前	
令和5年11月27日	I-4②法令上の根拠	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第19条第8号 別表第2	＜国民健康保険税・給付に関する事務＞ 番号法第19条第8号 別表第2	事前	
令和5年11月27日	I-1②事務の概要	・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務	・国民健康保険税の賦課・還付・減免に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	I-3法令上の根拠	<p><国民健康保険税・給付に関する事務> 番号法第9条第1項 別表第1第16項、第30項、第101項</p> <p><オンライン資格確認事務> ・番号法第9条第1項 別表第1、第16項、第30項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険税・給付に関する事務> ・番号法第9条第1項 別表24、44、135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 <オンライン資格確認事務> ・番号法第9条第1項 別表44の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月17日	I-4②法令上の根拠	<p><国民健康保険税・給付に関する事務> 番号法第19条第8号 別表第2</p> <p>【別表第2における情報照会の根拠】 ・第42項、第43項、第44項、第45項、第121項</p> <p>【別表第2における情報提供の根拠】 ・第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第12項、第15項、第16項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第78項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第109項、第120項、第121項</p> <p><オンライン資格確認事務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><国民健康保険税・給付に関する事務> 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70、71、160の項</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、5、6、7、11、13、16、19、20、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、160、161、164、165、166、173の項</p> <p><オンライン資格確認事務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月17日	IIしきい値判断項目	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和7年1月17日	IV-8人手を介在させる作業	-	<p>2) 十分である 特定個人情報に記載されている書類等については、施錠可能な書架にて保存している。また、当該書類等を書類により提供する際には、提供先住所、書類内容等について、決裁時含め複数回、複数人において確認をしているため、当該リスクへの対策は十分であると考え。</p>	事後	様式の改正に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月17日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>2) 十分である</p> <p>佐賀市基幹行政システム等において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式の改正に伴う項目追加
令和7年11月1日	IIしきい値判断項目	令和6年11月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	